3 防水改修工事

10 シーリング

[3.1.4][表3.1.2][3.7.4～3.7.7]

改修工法の種類	施工箇所
・ｼｰﾘﾝｸﾞ充填工法	
・ｼｰﾘﾝｸﾞ再充填工法	
・拡幅ｼｰﾘﾝｸﾞ再充填工法	
・ﾌﾟﾗｲﾏｰ工法	

ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類及び施工箇所 [3.7.2][表3.7.1]

※下表以外は、改修標仕表3.7.1を標準とする

ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類（記号）	施工箇所

ｼｰﾘﾝｸﾞ材の目地寸法 [3.7.3]

※図示

外部に面するｼｰﾘﾝｸﾞ材の接着性試験 [3.7.8]

※簡易接着性試験 ・引張接着性試験（施工部位 ）

ただし試験成績書を監督員に提出し、承諾を得た場合は試験を省略できる

撤去既存ｼｰﾘﾝｸﾞ材（PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材）の処理 [1.3.12]

事前調査等 ・行う(下記の要領で分析する) ・行わない

現場においてｻﾝﾌﾟﾙを採集し、専門分析機関で分析を行う。

採取個所 ※外壁目地 ・建具周囲目地 ・図示

採取個所数 ・部材が異なる毎に1箇所 ・図示

分析によりPCBの含有が確認された場合は、下記により施工調査等を行い、適切に処理を行う

調査範囲 ※今回改修工事範囲全て ・図示

調査内容 ｼｰﾘﾝｸﾞ使用部位及び長さの確認

施工範囲と工事監理区分の確認

仮設計画

廃棄物等の搬出方法

11 とい

材種 [3.8.2][表3.8.1]

※硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管 ・表面処理鋼鈑（塗膜の種類：※図示）・

・多雪地域の軒どい取付け間隔（0.5m以下）の適用 [3.8.2]

・既存のといその他の撤去、降雨等に対する養生方法 ※図示 [3.8.3]

・たてどい受金物の取付け ※図示 ・標仕13.5.3(4)(ｲ)による [3.8.3](13.5.3)

12 ｱﾙﾐﾆｳﾑ製笠木

ｱﾙﾐﾆｳﾑ製笠木の種類 [3.9.2][3.9.3][表3.9.1][表5.2.2]

形式	種類	幅(mm)	板厚(mm)	表面処理	固定金具
オープン	・250形		1.6以上	・ＢＡ－１	・建築基準法に基づく風圧力に対応した工法
	・300形		1.8以上	・ＢＡ－２	
	・350形		2.0以上	・	
	・板材折曲げ形	・	※2.0 ・		
シール	・板材折曲げ形	・	※2.0 ・		

・板材折曲げ形の附属備品の材料、ｺｰﾅｰ部・突当り部棟の役物 ※図示 [3.9.2]

・板材折曲げ形の取付け方法 [3.9.3]

笠木の固定金具は改修標仕3.9.3(2)(ｱ)とし、それ以外の取付け方法は図示による

・既存の撤去、下地の補修の工法 ※図示 [3.9.3]

4-1 外壁改修工事共通事項

1 施工数量調査

・行わない

※下記の劣化状況調査の結果について、施工方法、施工箇所、施工数量等をまとめた施工数量調査報告書を提出し、監督員の承諾を得て施工する。

調査範囲

仕上塗材仕上げの下地となる外壁、庇、軒裏等の躯体ｺﾝｸﾘｰﾄ面、既存ﾓﾙﾀﾙ、ﾀｲﾙ等の面

調査内容

ひび割れの幅及び長さを壁面等に図示する。

ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

浮き部分を壁面に表示する。また、ﾓﾙﾀﾙの剥離・剥落など欠陥部分を調査する。

ｺﾝｸﾘｰﾄの表面の剥がれ及び剥落部を壁面に表示する。

仕上塗材等の劣化部分、剥落部等を壁面に表示する。

新規仕上塗材の美観に影響を与えるおそれのある段差部等を壁面に表示する。

2 外壁改修の施工

※外壁改修工事(劣化状況調査、劣化部補修及び下地処理、ｼｰﾘﾝｸﾞ、仕上塗材仕上)は、以下のいずれかの施工業者（元請業者又は一次下請業者に限る）による施工とする。

○新潟県内に主たる事業所を置く事業者であり、かつ以下のいずれかの資格を有する者が所属している事業者。なお、当該資格を有する者が本工事の施工に関与することとする。契約後、証する資料の写しを提出し監督員の確認を受けること。

・建築仕上げ改修施工管理技術者〔(一財)建築保全センター〕
・防水施工管理技術者（Ⅱ種）〔(一社)全国防水工事業協会〕
・登録左官基幹技能者〔(一社)日本左官業組合連合会〕
・登録建設塗装基幹技能者〔(一社)日本塗装工業会〕
・登録防水基幹技能者〔(一社)全国防水工事業協会〕

○新潟県外壁補修工事業協同組合員

3 外壁改修の施工保証

・ 提出しない

※ 下地補修工事を含む外壁（ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造の外壁は除く）改修工事について「受注者」「一次下請業者」「補償団体・損保会社又は新潟県外壁補修工事業協同組合」と３者連名の施工保証書を提出する。

ただしこれにより難い場合は監督員と協議すること。

種類	保証範囲	保証期間
・防水形複層塗材E（JIS-A6909）	外壁下地・塗装面	５年
・	外壁下地・塗装面	年

施工保証書の提出部数 正本 １部

4-2 コンクリート打放し仕上げ外壁改修工事

1 ひび割れ部改修工事

・樹脂注入工法 [4.1.4][4.2.5]

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※200～300	※130
		・	・
・手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3以下	※50～100	※40 ・
	0.3超え～0.5以下	※100～200	※70 ・
・機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.5超え～1.0以下	※150～250	※130 ・
		・	・

注入材料 [4.2.4]

※建築補修用及び建築補強用ｴﾎﾟｷｼ樹脂(JIS A 6024、低粘度形又は中粘度形)

・

検査（ｺｱ抜取り） [4.2.5]

※行わない

・行う 抜取り部の補修方法

※充填工法（・ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ ・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ ） [4.2.8]

・Uｶｯﾄｼｰﾙ材充填工法 [4.1.4][4.2.4][4.2.6]

充填材料	種別	備考
・ｼｰﾘﾝｸﾞ材	※1成分形又は2成分形 ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・	ｼｰﾘﾝｸﾞ材の上におけるﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙの充填 ※行わない ・行う
・可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂	※ JIS A 6024 による	
・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ		※実績等資料を監督員へ提出

・ｼｰﾙ工法 [4.1.4][4.2.4][4.2.7]

ｼｰﾙ材料

・ﾊﾟﾃ状ｴﾎﾟｷｼ樹脂（ JIS A 6024 ） ・可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂（ JIS A 6024 ）

※改修標仕4.2.7(2)(ｳ)を「ﾌﾟﾗｲﾏｰを塗布したのち、ｼｰﾙ材をﾊﾟﾃへら等でｸﾗｯｸに押し込み、周囲と平滑に仕上げる。」と読み替える。

2 欠損部改修工事

※充填工法 [4.1.4][4.2.4][4.2.8]

充填材料

・ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ（ JIS A 6024 ） ・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ（[4.2.4](2)(ｳ)による）

ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙの塗り厚が20㎜を超える場合、または現状成形が不可能な場合は監督員と協議すること。

4-3 モルタル塗り仕上げ外壁改修工事

1 既存モルタル塗りの撤去

・行う（※全面 ・図示の範囲）

2 ひび割れ部改修工法

・既存ﾓﾙﾀﾙ撤去工法（範囲は図示 撤去部分の補修は３.欠損部改修工法による）

・樹脂注入工法 [4.1.4][4.2.5][4.3.2][4.3.6]

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※200～300	※130
		・	・
・手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3以下	※50～100	※40 ・
	0.3超え～0.5以下	※100～200	※70 ・
・機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.5超え～1.0以下	※150～250	※130 ・
		・	・

注入材料 [4.3.5]

※建築補修用及び建築補強用ｴﾎﾟｷｼ樹脂(JIS A 6024、低粘度形又は中粘度形)

・

検査（ｺｱ抜取り） [4.2.5][4.3.6]

※行わない

・行う 抜取り部の補修方法

※充填工法（・ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ ・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ ） [4.2.8]

・Uｶｯﾄｼｰﾙ材充填工法 [4.1.4][4.2.6][4.3.5][4.3.7]

充填材料	種別	備考
・ｼｰﾘﾝｸﾞ材	※1成分形又は2成分形 ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・	ｼｰﾘﾝｸﾞ材の上におけるﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙの充填 ※行わない ・行う
・可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂	※ JIS A 6024 による	
・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ		※実績等資料を監督員へ提出

・ｼｰﾙ工法 [4.1.4][4.2.7][4.3.5][4.3.8]

ｼｰﾙ材料

・ﾊﾟﾃ状ｴﾎﾟｷｼ樹脂（ JIS A 6024 ） ・可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂（ JIS A 6024 ）

改修標仕4.3.6(2)(ｳ)を「ﾌﾟﾗｲﾏｰを塗布したのち、ｼｰﾙ材をﾊﾟﾃへら等でｸﾗｯｸに押し込み、周囲と平滑に仕上げる。」と読み替える。

3 欠損部改修工法

・充填工法 [4.1.4][4.2.8][4.3.5][4.3.9]

・ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ（ JIS A 6024 ） ・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ（[4.2.4](2)(ｳ)による）

ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙの塗り厚が20㎜を超える場合、または現状成形が不可能な場合は監督員と協議すること。

・ﾓﾙﾀﾙ塗替え工法 [4.1.4][4.3.5][4.3.10]

・現場調合材料（ｾﾒﾝﾄは本特記仕様書8-1、8-2「セメントの種類」による）

・既調合材料（ JIS A 6024 ）

仕上げ厚又は全塗り厚が25㎜を超える場合の処置

※ｽﾃﾝﾚｽ製ｱﾝｶｰﾋﾟﾝを縦横200㎜程度の間隔に打ち込み、ｽﾃﾝﾚｽﾗｽ等を張る。

・図示

・既製目地材の適用（形状：※図示） [4.3.5]

4-4 タイル張り仕上げ外壁改修工事

1 既存ﾀｲﾙ張りの撤去

・外壁ﾀｲﾙ張り全面 ・図示の範囲

撤去範囲 ※下地ﾓﾙﾀﾙまで ・張付けﾓﾙﾀﾙまで

2 ひび割れ部改修工法

改修箇所 ※既存ﾀｲﾙ張り面

・既存ﾀｲﾙ撤去面（・ｺﾝｸﾘｰﾄ面 ・ﾓﾙﾀﾙ面）

・樹脂注入工法 [4.1.4][4.2.5][4.4.2][4.4.6]

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※200～300	※130
		・	・
・手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3以下	※50～100	※40 ・
	0.3超え～0.5以下	※100～200	※70 ・
・機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.5超え～1.0以下	※150～250	※130 ・
		・	・

注入材料 [4.3.5]

※建築補修用及び建築補強用ｴﾎﾟｷｼ樹脂(JIS A 6024、低粘度形又は中粘度形)

・

検査（ｺｱ抜取り） [4.2.5][4.4.6]

※行わない

・行う 抜取り部の補修方法

※充填工法（・ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ ・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ ） [4.2.8]

3 ﾀｲﾙ張り

ﾀｲﾙの材料 [4.4.5][4.4.7][4.4.8]

施工場所・用途	形状寸法(mm)	耐凍害性 あり	耐凍害性 なし	耐滑り性等 あり	耐滑り性等 なし	役物 あり	役物 なし	色 標準	色 特注	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	

備考欄に記載された商品名等は、品質の程度を示すための参考商品名である。

役物：標準的な曲がり（小口、標準、二丁、屏風）の役物は一体成形とする

・ﾀｲﾙ部分張替え工法（下地ﾓﾙﾀﾙ非撤去、0.25㎡超の部分張替え） ※図示 [4.4.7]

・ﾀｲﾙ部分張替え工法（下地ﾓﾙﾀﾙ非撤去、0.25㎡以下の部分張替え） [4.1.4][4.4.7]

接着材の種類 [4.4.5]

※ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ（[4.2.4](2)(ｳ)による）

・有機系接着剤（JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成ｼﾘｺｰﾝ樹脂系）

目地詰め ・行わない ・行う

・ﾀｲﾙ張替え工法（下地ﾓﾙﾀﾙを撤去する場合の部分張替え） [4.1.4][4.4.8]

張替え用材料

・張付けﾓﾙﾀﾙ ・現場調合材料 ・既調合ﾓﾙﾀﾙ(製造所の仕様による)

・有機系接着剤（JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成ｼﾘｺｰﾝ樹脂系）

目地詰め ・行わない ・行う

伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地の位置 [4.4.8][表4.4.2]

※[表4.4.2]による ・図示

ﾀｲﾙの見本焼き ※行わない ・行う [4.4.8]

ﾀｲﾙの試験張り ※行わない ・行う [4.4.8]

下地ﾓﾙﾀﾙ塗りを行うｺﾝｸﾘｰﾄ素地面の下地処理の方法 ※図示 [4.4.8][4.3.10]

下地ﾓﾙﾀﾙ塗りの接着力試験 ・行う ・行わない [4.4.8][4.3.10]

ｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙによるﾀｲﾙ張りの工法 [4.4.8][表4.4.5]

ﾀｲﾙの種類・大きさ	工法
外装ﾀｲﾙ（小口平二丁掛100角）	・密着張り ・改良圧着張り
ﾕﾆｯﾄﾀｲﾙ（50二丁以下）	・ﾏｽｸ張り ・ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ張り

有機系接着剤によるﾀｲﾙ張りのﾀｲﾙの種類・大きさ [4.4.8][表4.4.6]

工法	ﾀｲﾙの種類・大きさ
外装ﾀｲﾙ接着剤張り	・外装ﾀｲﾙ（小口平二丁掛以下）
外装ﾀｲﾙ接着剤張り	・ﾕﾆｯﾄﾀｲﾙ（50二丁以下）

4 目地改修工法

・目地ひび割れ部改修工法 [4.1.4][4.4.16]

・伸縮調整目地改修工法 ※伸縮調整目地の位置及び寸法は図示 [4.1.4][4.4.16]

4-5 モルタル塗り仕上げ・タイル張り仕上げ外壁改修工事（共通）

1 浮き部改修工法（既存のﾓﾙﾀﾙ・ﾀｲﾙを撤去しない場合）

[4.1.4][4.3.5][4.3.11～4.3.16][4.4.9～4.4.15][表4.3.3～4.3.6]

改修工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数(本/㎡) 一般部	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数(本/㎡) 指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 指定部	注入量(mL/箇所)
・ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ部分ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・			※25 ・
・ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・
・ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・
・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ部分ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・			※25 ・
・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・
・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・
・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞｴﾎﾟｷｼ樹脂注入ｷｬﾋﾞﾃｨ固定工法	・	・	※9 ・	※16 ・	※50 ・

材質等 [4.3.5][4.4.5]

ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ ：※ｽﾃﾝﾚｽSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ﾈｼﾞ切り加工したもの

注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ：※ｽﾃﾝﾚｽSUS304、呼び径が外径6mm程度のもの

ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ ：※実績等資料を監督員へ提出

4-6 塗り仕上げ外壁改修工事

1 既存塗膜等の除去及び下地処理

既存塗膜劣化部の除去、下地処理 [4.5.4][表4.5.4～表4.5.7]

工法	処理範囲	下地ひび割れ部等の補修
・ｻﾝﾀﾞｰ工法	※既存仕上げ面全体 ・	・ひび割れ部改修工法
※高圧水洗工法	※既存外装塗材仕上げ面 30Mpa ※既存防水型複層塗材仕上げ面 15Mpa	・欠損部改修工法
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体 ・	
・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上面全体（ﾃﾞｯｷﾌﾞﾗシに代えて、高圧水洗機を使用する場合は、付着物等の除去に適した加圧力のあるものとする）	・浮き部改修工法

2 下地調整

※下地調整塗材 [4.5.2][4.5.4]

・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ

3 仕上げ塗材

種類、仕上げの形状、工法 [4.1.5][4.5.2][表4.5.1][表4.5.2]

種類	呼び名	仕上げの形状	工法
・薄付け仕上塗材	※外装薄塗材E ・	※砂壁状 ・着色骨材砂壁状	・吹付け ・こて塗り ・ﾛｰﾗｰ塗り
・複層仕上塗材	・複層塗材CE ・複層塗材E ・複層塗材RE ※防水形複層塗材E ・ ・	・ゆず肌状 ・凸部処理 ※凹凸状 耐候性 ※耐候形３種 ・耐候形２種 上塗材 樹脂 ※ｱｸﾘﾙ系 ・ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系 外観 ※つやあり ・つやなし 溶媒 ※水系 ・溶剤形 防水形の増塗材 ※行う	・吹付け ・こて塗り ・ﾛｰﾗｰ塗り

防火材料の指定 ・建築基準法に基づく指定又は認定を受けた材料とする。[4.5.2]

4 外壁用塗膜防水材塗り

外壁用塗膜防水塗り [4.1.5][4.7.2][4.7.3][表4.7.1]

仕上げの工法・形状 ・吹付け工法 （ ・凹凸状 ・凸部処理 ）

・ﾛｰﾗｰ塗り工法（ ・ゆず肌状 ・さざ波状 ）

仕上塗材の耐候性(JIS A 6909のB法) ・耐候形１種 ・耐候形２種 ・耐候形３種

下地挙動緩衝材の適用 ・適用する ・適用しない

吹付け工法の模様材の種類 ・ ※所要量は製造所仕様とする

仕上塗材の種類 ・ ※所要量は製造所仕様とする

増塗材 ※行う

5 建具改修工事

1 改修工法

[5.1.3]

改修工法	適用箇所	新規建具周囲の補修工法・範囲	防火戸の適用・仕様
・かぶせ工法	※建具表による	※建具表による	※建具表による
・撤去工法	※建具表による	※建具表による	※建具表による

2 見本の製作等

・見本の製作 (建具番号) [5.1.5]

・特殊な建具の仮組等 (建具番号)

3 防犯建物部品

※適用する（適用部品及び適用位置は図示による） [5.1.7]

4 ｱﾙﾐﾆｳﾑ製建具

外部に面するｱﾙﾐﾆｳﾑ製建具の性能等級等 [5.2.2][5.2.4][表5.2.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)
・Ａ種	Ｓ－４	※Ａ－３	※Ｗ－４	※７０
※Ｂ種	Ｓ－５	・	・	・
・Ｃ種	Ｓ－６	Ａ－４	Ｗ－５	・

防音ﾄﾞｱ、防音ｻｯｼとする場合の遮音性の等級：・ [5.2.2]

断熱ﾄﾞｱ、断熱ｻｯｼとする場合の断熱性の等級：・ [5.2.2]

表面処理 [5.2.4][表5.2.2]

施工箇所	種別	色合い等
外部建具	※ＢＢ－１種	無着色
	・ＢＢ－２種	標準色（・ﾌﾞﾗｳﾝ系 ・ﾌﾞﾗｯｸ ・ｽﾃﾝｶﾗｰ）
	・	・
内部建具	※ＢＣ－１種	無着色
	・ＢＣ－２種	標準色（・ﾌﾞﾗｳﾝ系 ・ﾌﾞﾗｯｸ ・ｽﾃﾝｶﾗｰ）
	・	・

結露水の処理方法： ・外部排水 ・内部貯留（寒冷地等） [5.2.5]

水切り板、ぜん板等： ※図示 [5.2.5]

5 樹脂製建具

外部に面する樹脂製建具の性能等級等 [5.3.2][5.3.4][表5.3.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)
・Ａ種	Ｓ－４	Ａ－４	※Ｗ－４	・
※Ｂ種	Ｓ－５		・Ｗ－５	
・Ｃ種	Ｓ－６			

防音ﾄﾞｱ、防音ｻｯｼとする場合の遮音性の等級：・Ｔ－１ ・Ｔ－２ [5.3.2]

断熱ﾄﾞｱ、断熱ｻｯｼとする場合の断熱性の等級： [5.3.2][表5.3.2]

外部に面する樹脂製建具の断熱性の等級

断熱性の等級	熱貫流率（ W/（㎡・K））
・Ｈ－４	2.9以下
・Ｈ－５	2.3以下
・Ｈ－６	1.9以下
・Ｈ－７	1.5以下
・Ｈ－８	1.1以下

外部に面する建具の日射熱取得性の等級：・ [5.3.2]

ガラス： ※複層ガラス ・ [5.3.3]

表面色： ・標準色（・ﾌﾞﾗｳﾝ系 ・ﾌﾞﾗｯｸ ・ｽﾃﾝｶﾗｰ ） ・特注色 [5.3.4]

水切り板、ぜん板等： ※図示 [5.3.5]

6 網戸

防虫網 [5.2.3]

材質 ※合成樹脂製 ・ｶﾞﾗｽ繊維入り合成樹脂製 ・ｽﾃﾝﾚｽ(SUS316)製

線径 ※0.25mm以上 ・

網目 ※16～18メッシュ ・

形式 ・外部可動式 ・固定式 ・図示

7 鋼製建具（標準型鋼製建具を含む）

簡易気密型ﾄﾞｱｾｯﾄの等級(気密性：A-1、水密性：W-1)： [5.4.2][5.4.6][表5.4.1]

※適用する（適用箇所は建具表による） ・適用しない

外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4 ・S-5 ・S-6 [5.4.2][5.4.6][表5.2.1]

耐震ﾄﾞｱとする場合の面内変形追随性の等級： [5.4.2]

鋼板類の厚さ： [5.4.4][表5.4.2]

※下表以外は表5.4.2による

※1枚戸の有効開口幅950mm又は有効高さ2,400mmを超える場合

区分		使用箇所	厚さ(mm)
窓	枠類	外部の下枠、水切り板	2.3
出入口	枠類	外部に面するスイングドアの建具	2.3
	戸	中骨	2.3

・図示

番号に○印を付けたものを適用する。

変更			

発注者 新潟県土木部都市局営繕課

○○○○設計事務所

工事名称 ○○○○○○○○工事

図面番号 A-※

図面名称 建築改修工事特記仕様書２ Ver.080401

縮尺 Free

意匠 ○ 電気 構造 機械